

成年後見制度ってなんだろう？

成人したら、「自分のことは自分で決める」権利があります。
でもみんながみんな、自分一人で決めて、
必要な手続きまでをすることができるでしょうか。

よくある「困った！」ご相談例

妻が突然入院して、意識不明！
本人の預金から医療費を支払いたいけど、
家族が払戻しに行ったら断られた！



父が老人ホームに入居し、住んでいた
自宅を売却したいが、父は重度の
認知症のため一人で売却の
手続きをすることができない。



勧められて携帯を
また契約しちゃった。
これで3台目！
どうしよう。。。



母が亡くなり子どもである私と弟で
相続手続きを行わなければいけないが、
弟は知的に障がいがあるため
手続きを進めることができない。



成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断することが
十分でない方に対して、その方の権利を守る援助者（成年後見人等）
を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

成年後見人

家庭裁判所から選任（親族や専門職）され、本人の生活・医療・介護
など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援
します。

※成年後見人は、その事務について家庭裁判所に報告するなどして家庭裁判所の監督を受けています。

成年後見人等が「できること」



預貯金や
不動産の管理



福祉サービスなどの
契約



不当な契約の取消し



不動産の売却や
相続手続き

成年後見人等が「できないこと」



本人の保証人や
身元引受人



本人の介護や
付き添い



手術や医療の同意



結婚、離婚などの
意思表示

千葉市成年後見支援センター

電話番号 043(209)6000

開所時間 月～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始除く)